

緊急事態対処要綱の制定について（通達）

〔最終改正 令和5. 2. 21 例規務第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしの要綱を下記のように定め、平成28年12月27日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 突発重大事案発生時の初動措置について（平成9. 3. 28：9京備一第202号）の例規通達
- 2 京都府警察危機管理総合対策本部の設置及び運用について（平成16. 9. 29：例規備一・公安・総・務・生企・地域・刑企・交企第38号）の例規通達
- 3 危機事象警備計画の継続実施について（平成27. 12. 25：一般備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第231号）の一般通達

記

緊急事態対処要綱

第1 総則

1 趣旨

この要綱は、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講じる必要がある事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合における京都府警察の緊急事態への対処に係る基本的事項を定めるものとする。

2 準拠

緊急事態が発生した場合における警察活動に必要な事項については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）、警備実施に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第4号）、京都府警察国民保護計画の策定について（平成25. 10. 8：例規備一・総・務・生企・地域・刑企・交企・市企第33号）の例規通達その他の規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 緊急事態の区分及び主管課の基準

緊急事態が発生した場合においてその対処を主管する所属（以下「主管課」という。）は、別表第1の緊急事態の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の主管課の欄に掲げる所属を基準とする。ただし、同表の基準により主管課を定めることが適当でない場合は、当該緊急事態への対処に係る所属が協議を行って、主管課を定めるものとする。

4 社会的反響の大きい事案への対処

次に掲げる事案その他の社会的反響の大きい事案が発生した場合は、必要に応じ、緊急事態に準じて対処するものとする。この場合において、その対処を主管する所属

は、警備第一課及び当該事案への対処に関係する所属が協議を行って定めるものとする。

- (1) 現場周辺住民等に重大な影響を及ぼすおそれがある人質立てこもり事案
- (2) 拳銃その他の銃器を使用した被疑者等の逃走事案
- (3) 健康被害が拡大するおそれがある毒物混入事案
- (4) 日米関係に重大な影響を及ぼすおそれがある米軍に関する事件及び事故
- (5) 地域住民等に重大な影響を及ぼすおそれがある自衛隊に関する事件及び事故
- (6) 要人が当事者となった事件及び事故で特異なもの
- (7) 原子力施設における火災その他の事故（放射性物質の放出がないものを含む。）
- (8) 国民生活に重大な影響を与えるおそれがある電気、ガス、水道、通信網、公共交通機関等のライフラインに係る事故（IT障害を含む。）
- (9) 重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症の国内での発生又は検疫での発見
- (10) 指定暴力団等の大規模な抗争事件
- (11) 国外において多数の日本人が当事者となった事件、事故及び災害
- (12) 我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜
- (13) 国内において人的・物的な被害が生じるおそれがある宇宙活動に関する事故

5 基本方針

緊急事態への対処は、次に掲げる基本方針に基づき、行うものとする。

(1) 総合力の発揮

警察組織の総合力を発揮して一体的な警察活動を行い、住民等の生命、身体及び財産の保護並びに被災地等（被災地又は被災が予想される地域をいう。以下同じ。）における公共の安全と秩序の維持に万全を期すること。

(2) 体制の早期確立

人命を最優先にした迅速かつ的確な警察活動を行うため、緊急事態の規模、態様等に応じた体制を早期に確立すること。

(3) 関係機関との連携

地方公共団体、消防機関、自衛隊、医療機関、京都府災害対策本部その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との緊密な連絡調整を行い、相互に連携した活動に努めること。

(4) 柔軟な対応

緊急事態の規模、態様等に応じて、常に柔軟な対応に努めること。

(5) 受傷事故の防止

現場における警察活動に当たっては、緊急事態の規模、態様等に応じて、装備資機材を有効に活用して、部隊の隊員の安全確保を徹底するとともに、二次災害等が発生する危険性が高い場合は、速やかに退避等の措置を講じること。

第2 緊急事態への対処

1 平素の措置

緊急事態の発生時において迅速かつ的確に警察活動を行うため、平素から次に掲げる措置を講じておくものとする。

(1) 実態把握

警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内における次に掲げる事項を調査し、実態把握の資料として整備するものとする。

- ア 大規模な自然災害又は事故災害により危険が生じ、又は交通の途絶が予想される箇所（以下「災害危険箇所」という。）
- イ 地方公共団体が定める避難場所
- ウ 地方公共団体が定める遺体安置所
- エ 災対法第49条の10に規定する避難行動要支援者の実態
- オ 地下街の避難経路
- カ その他管轄区域内の特性に応じて必要と認める事項

(2) 対処要領の策定

ア 警察本部

別表第1の主管課の欄に掲げる所属の長（以下「基準所属長」という。）は主管課となった場合における緊急事態への対処要領を必要に応じて策定するものとし、警察本部長が別に定める所属長は所掌する事務に関する緊急事態への対処要領を策定するものとする。

イ 警察署

署長は、前記第2の1の(2)のアの規定により策定された対処要領の内容を踏まえて、自署の体制、管内実態等に応じた緊急事態への対処要領を策定するものとする。

(3) 関係機関への働き掛け

基準所属長及び署長（以下「関係所属長」という。）は、前記第2の1の(1)のアからカまでに掲げる事項その他の緊急事態への対処に必要な情報の共有に努めるとともに、道路、土地、河川、地下街等の管理者等に対し、緊急事態が発生した場合に危険が生じるおそれがある要因の解消又は軽減に向けた管理、監視体制の強化等に係る働き掛けを行うものとする。

(4) 装備資機材の点検整備

所属長は、装備資機材の点検整備に努めるとともに、装備資機材を用途別及び品目別に分類し、緊急事態が発生した場合において直ちに活用できる場所に保管するものとする。

(5) 非常用食糧及び非常用飲料水の備蓄

警備第一課長は、後記第2の2の(2)のアの(ア)に規定する京都府警察緊急事態対策本部、同イの(ア)に規定する警察署緊急事態対策本部、同ウの(ア)に規定する京都府警察緊急事態対策室、同エの(ア)に規定する警察署緊急事態対策室、同(4)のアの(ア)に規定する京都府警察初動部隊、同イの(ア)に規定する京都府警察緊急事態対処部隊、同ウの(ア)に規定する警察署初動部隊及び同(イ)に規定する警察署緊急事態対処部隊の要員のための非常用食糧及び非常用飲料水の備蓄に努めるものとする。

(6) 警察の機能を維持するための措置

ア 警察本部等

警察本部及び京都市警察部の所属長は、警察本部又は京都市警察部の所属を置

く庁舎が被災して使用不能となった場合を想定し、機能移転先である機動隊及び警察学校への人員及び物資の搬送手段の確保等業務の継続に必要な措置を講じておくものとする。

なお、緊急事態が発生した場合において、機動隊及び警察学校が被災し、機能移転先として使用できなくなったときは、警察本部長が関係機関と連携の上、新たな機能移転先の確保等必要な措置を講じるものとする。

イ 警察署

署長は、警察署庁舎（交番、駐在所、警備派出所及び検問所を除く。以下同じ。）が被災して使用不能となった場合を想定し、警察署の機能移転先の選定、人員及び物資の搬送手段の確保等業務の継続に必要な措置を講じておくものとする。

なお、緊急事態が発生した場合において、あらかじめ選定した機能移転先が被災し、機能移転先として使用できなくなったとき又はあらかじめ機能移転先を選定していないときは、署長が関係機関と連携の上、新たな機能移転先の確保等必要な措置を講じるものとする。

(7) 教養及び訓練の実施

所属長は、所属職員に対し、緊急事態への対処に係る教養及び訓練を計画的に実施するものとする。

(8) 広報啓発活動の実施

関係所属長は、関係機関と連携し、緊急事態が発生した場合を想定した住民等の避難要領、犯罪の未然防止等に関する広報啓発活動を平素から実施するものとする。

2 緊急事態発生時の措置

(1) 警察本部及び警察庁への報告

ア 警察本部への報告

被災地等を管轄する警察署の署長（以下「管轄署長」という。）は、次の事項に係る情報を集約の上、逐次通信指令課長に通報するものとし、当該通報を受けた通信指令課長は、直ちにその内容を主管課（主管課が明らかでない場合は、警備第一課）の長（以下「主管課長」という。）に連絡するものとする。

(ア) 被害の種別

(イ) 被害の日時及び場所

(ウ) 被害の状況

a 死者、行方不明者及び負傷者の状況

b 人的被害及び物的被害の状況

c 住民等の避難状況

d 主要道路及び交通機関の被害の状況

e 官公庁、文化財等の重要又は著名な建造物の被害の状況

f 警察関係の被害の状況

(a) 職員及びその家族の死傷の状況

(b) 警察本部の所属を置く庁舎、警察学校及び警察署庁舎並びにそれらの付

属施設（交番、駐在所、警備派出所及び検問所を含む。以下「警察施設」という。）の状況

g その他特異な被害の発生状況

(エ) 警察活動の状況

(オ) 事案の見通し

(カ) 必要とする人員及び装備資機材

(キ) その他緊急事態に関する事項

イ 京都府警察緊急事態対策本部又は京都府警察緊急事態対策室への報告

管轄署長は、後記第2の2の(2)のアの(ア)に規定する京都府警察緊急事態対策本部又は同ウの(ア)に規定する京都府警察緊急事態対策室が設置されているときは、前記第2の2の(1)のアの規定にかかわらず、必要と認める情報を京都府警察緊急事態対策本部又は京都府警察緊急事態対策室の長に報告するものとする。

ウ 警察本部長への報告

主管課長は、緊急事態の発生を認知したときは、直ちに警察本部長に前記第2の2の(1)のアの(ア)から(キ)までに掲げる事項に係る情報を報告するものとする。

エ 警察庁への報告

主管課長は、前記第2の2の(1)のウの報告に併せて警察庁において当該緊急事態への対処を主管する所属（当該所属が明らかでない場合は、警察庁警備局警備運用部警備第三課）の長に所要の事項を報告するものとする。この場合において、当直時間帯における報告は、警察庁総合当直を通じて行うものとする。

(2) 京都府警察緊急事態対策本部等の設置

ア 京都府警察緊急事態対策本部

(ア) 警察本部長は、緊急事態が発生した場合において、別に定める基準に基づき、必要があると認めるときは、京都府警察緊急事態対策本部（以下「府警対策本部」という。）を設置するものとする。

(イ) 主管課長は、府警対策本部が設置される場合において、緊急輸送対象者（警察本部長、主管課の属する部の長（以下「主管部長」という。）、主管課長、総務課本部長秘書室長その他警察本部長が緊急事態の規模、態様等を勘案し、必要と認める者をいう。以下同じ。）を緊急に府警対策本部の設置場所に輸送する必要があると認めるときは、通信指令課長に対して緊急輸送対象者について連絡するものとし、当該連絡を受けた通信指令課長は、緊急輸送対象者の自宅又は勤務場所の最寄りの機動警ら課、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は警察署の無線自動車又は警備第一課の航空機に対して緊急輸送を指令するものとする。この場合において、指令を受けた無線自動車又は航空機は、当該緊急輸送対象者の自宅又は勤務場所に急行し、緊急輸送を実施するものとする。

(ウ) 府警対策本部は、次に掲げるもののほか、緊急事態への対処に関する事務をつかさどるものとする。

- a 当府警察の基本的な対処の方針の立案に関すること。
 - b 情報の収集及び分析に関すること。
 - c 各警察署の指揮監督に関すること。
 - d 関係機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 府警対策本部は、府警対策本部長、府警対策副本部長、府警対策本部担当幕僚及び府警対策本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
- a 府警対策本部長 警察本部長
 - b 府警対策副本部長 主管部長
 - c 府警対策本部担当幕僚 部長（主管部長を除く。）、警察学校長、次長、参事官、首席監察官及び組織犯罪対策統括室長のうちから府警対策本部長が指定する者
 - d 府警対策本部員 主管課長、交通規制課長、警備第一課長、総務課本部長秘書室長、警備第一課危機管理対策室長その他各部長が部の職員のうちから指定する者
- (オ) 府警対策本部長は、府警対策本部の事務を総括する。ただし、府警対策本部長に事故があるときは、府警対策副本部長がその職務を代理する。
- (カ) 府警対策本部長は、府警対策本部の設置に伴い、緊急事態の規模、態様等に応じて、府警対策本部員の全部又は一部を府警対策本部に招集するものとする。この場合において、府警対策本部長が必要があると認めるときは、府警対策本部員以外の職員を招集することができる。
- (キ) 府警対策本部担当幕僚は、府警対策本部の事務に関し、必要な助言、支援等を行うものとする。
- (ク) 府警対策本部の設置場所は、警察本部大会議室（京都府警察本部本館6階に設置された災害対策等の拠点となる機能を持った会議室をいう。以下同じ。）とする。ただし、本部庁舎（京都府警察本部本館及び110番指令センターをいう。）が被災した場合等府警対策本部長が警察本部大会議室に設置することが適当でないと認めるときは、警察学校又は警察署を設置場所とすることができるものとする。

イ 警察署緊急事態対策本部

- (ア) 管轄署長は、府警対策本部が設置されたときは、速やかに管轄署長を長とする警察署緊急事態対策本部（以下「署対策本部」という。）を設置するものとする。
- (イ) 管轄署長は、府警対策本部が設置されていない場合においても、緊急事態への対処に必要と認めるときは、署対策本部を設置することができるものとする。
- (ウ) 署対策本部の設置場所は、管轄署長が指定する場所とする。

ウ 京都府警察緊急事態対策室

- (ア) 主管部長は、緊急事態が発生した場合（府警対策本部が設置された場合を除く。）において、別に定める基準に基づき、必要があると認めるときは、京都

府警察緊急事態対策室（以下「府警対策室」という。）を設置するものとする。

- (イ) 府警対策室は、前記第2の2の(2)のアの(ウ)のaからdまでに掲げる事務をつかさどるものとする。
- (ウ) 府警対策室は、府警対策室長、府警対策副室長及び府警対策室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - a 府警対策室長 主管部長
 - b 府警対策副室長 主管課長
 - c 府警対策室員 主管部長が指定する者
- (エ) 府警対策室長は、府警対策室の事務を総括する。ただし、府警対策室長に事故があるときは、府警対策副室長がその職務を代理する。
- (オ) 府警対策室長は、府警対策室の設置に伴い、緊急事態の規模、態様等に応じて、府警対策室員の全部又は一部を府警対策室に招集するものとする。この場合において、府警対策室長が必要と認めるときは、府警対策室員以外の職員を招集することができるものとする。
- (カ) 府警対策室の設置場所は、警察本部大会議室とする。ただし、緊急事態の規模、推移等に応じて、府警対策室長の判断により、主管課の執務室等を設置場所とすることができるものとする。
- (キ) 府警対策室の設置後、当該府警対策室の設置に係る緊急事態が府警対策本部を設置する必要があるものに至ったときは、速やかに府警対策室を廃止の上、その事務を府警対策本部に引き継ぐものとする。

エ 警察署緊急事態対策室

- (ア) 府警対策室長は、管轄署長に対し、当該管轄署長を長とする警察署緊急事態対策室（以下「署対策室」という。）の設置を指示することができるものとする。
- (イ) 管轄署長は、府警対策室が設置されていない場合においても、緊急事態への対処に必要と認めるときは、署対策室を設置することができるものとする。

オ 武力攻撃事態等における措置

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態への対処に係る府警対策本部及び府警対策室の設置時期並びに署対策本部及び署対策室を設置する警察署については、別に定める。

(3) 職員の非常招集

警察本部長及び管轄署長は、府警対策本部又は署対策本部を設置する場合において、緊急事態の規模、態様等を勘案して必要があると認めるときは、非常招集等に関する訓令（平成23年京都府警察本部訓令第3号）に基づき、職員の全部又は一部を招集するものとする。

(4) 部隊の編成

ア 京都府警察初動部隊の編成等

(ア) 府警対策本部長は、必要があると認めるときは、府警対策本部が設置されたときから後記第2の2の(4)のイの(ア)に規定する京都府警察緊急事態対処部隊を編成するまでの間、機動警ら課、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊（管区機動隊を含む。）の職員をもって京都府警察初動部隊（被災地等における第一次的な被災者の救出救助、被害の拡大防止その他所要の対処に当たる部隊をいう。以下「府警初動部隊」という。）を編成するものとする。

(イ) 府警対策本部長は、府警初動部隊を編成するとき、次に掲げる部隊のうちから必要なものを、別表第2に基づき編成し、運用するものとする。

- a 初動警備部隊
- b 初動交通部隊
- c 初動機動警ら部隊
- d 初動機動捜査部隊

(ウ) 通信指令課長は、必要があると認めるときは、緊急事態が発生したときから府警初動部隊が編成されるまでの間、初動警察活動に関する訓令（平成24年京都府警察本部訓令第2号）第3条第1項の規定により、必要な指揮を行うものとする。この場合において、通信指令課長は、府警対策本部長との連携を密にするものとする。

イ 京都府警察緊急事態対処部隊の編成

(ア) 府警対策本部長は、府警対策本部の要員以外の職員をもって京都府警察緊急事態対処部隊（被災地等における被災者の救出救助、被害の拡大防止その他所要の対処に当たる部隊をいう。以下「府警緊急事態対処部隊」という。）を編成し、府警初動部隊が取り扱った事案の引継ぎを受けさせるものとする。

(イ) 府警対策本部長は、府警緊急事態対処部隊を編成するとき、緊急事態の規模、態様等に応じて、次に掲げる部隊から必要なものを、別表第3から別表第16までにに基づき編成し、又は招集した上、運用するものとする。

- a 警備部隊
- b 交通部隊
- c 自動車警ら部隊
- d 鉄道警察部隊
- e 機動捜査部隊
- f 相談・地域安全部隊
- g 行方不明者・保護対策部隊
- h 航空部隊
- i 検視部隊
- j 犯罪被害者等支援部隊
- k 受援連絡部隊
- l 京都府警察機動装備隊の設置及び運用要綱の制定について（平成15. 3. 31：例規装・総・生企・刑企・交企・公安第13号）の例規通達に基づき設置する機動装備隊

m 補給部隊

n 放射線安全管理サポート部隊

ウ 警察署部隊の編成

(ア) 管轄署長は、必要があると認めるときは、緊急事態が発生したときから後記第2の2の(4)のウの(イ)に規定する警察署緊急事態対処部隊が編成されるまでの間、署員をもって府警初動部隊に準じた警察署初動部隊を編成し、運用するものとする。

(イ) 署対策本部の設置後、署対策本部長は、府警対策本部長と必要な調整を行った上、署対策本部の要員以外の署員をもって府警緊急事態対処部隊に準じた警察署緊急事態対処部隊を編成し、警察署初動部隊が取り扱った事案の引継ぎを受けさせるものとする。

エ 援助部隊の運用

警察災害派遣隊設置要綱の制定について（平成24. 5. 31：警察庁乙備発第3号、乙官発第6号、乙生発第3号、乙刑発第5号、乙交発第3号、乙情発第3号）の警察庁次長通達に基づき設置された他の都道府県警察の警察災害派遣隊をもって援助部隊が編成されたときは、府警対策本部長の指揮の下で当該援助部隊を緊急事態への対処に当たらせるものとする。

第3 緊急事態への対処に係る具体的措置

緊急事態の区分ごとの緊急事態への対処に係る具体的措置は、次のとおりとする。

1 地震、台風、大雨等による大規模な自然災害

(1) 地震に係る具体的措置

ア 警察施設の管理

所属長は、警察施設の被災状況を把握し、必要に応じて応急の措置を講じるよう努めるものとする。

イ 機能移転

警察本部長及び署長は、警察施設が被災したことにより、警察の機能を移転させることが必要であると認めるときは、機能移転先に警察の機能を移転させるものとする。この場合において、警察署の機能の移転については、警察本部長の事前の承認を要するものとする。

ウ 在庁する職員の掌握等

所属長は、警察施設に在庁する職員を掌握するとともに、負傷者の有無について確認するものとする。この場合において、職員の負傷を認めたときは、速やかに救護等の措置を講じるものとする。

エ 被留置者の避難措置

被留置者の留置に関する訓令（平成19年京都府警察本部訓令第25号）第2条第5号に規定する留置業務管理者は、留置施設の被災状況等に応じて被留置者の避難のための措置を講じるものとする。

オ 重要物品に係る措置

所属長は、拳銃、無線機、非常持出文書その他の重要物品の確認を行うとともに、必要に応じて機能移転先又は他の警察施設への搬入等の措置を講じるものと

する。

カ 来庁者に係る措置

所属長は、来庁者（避難してきた住民等を含む。）の安否確認を行うとともに、負傷者があれば、速やかに救護等の措置を講じるものとし、余震等による移動の危険性等を勘案の上、地方自治体が設置した最寄りの避難所への移動を促すものとする。

キ 大津波警報又は津波警報の発表時における措置

(ア) 通信指令課長が講じる措置

通信指令課長は、大津波警報又は津波警報の発表を認知したときは、警備第一課長を通じて警察本部長（当直時間帯にあっては、総合当直長）及び沿岸警察署長（舞鶴警察署長、宮津警察署長及び京丹後警察署長をいう。以下同じ。）に津波の到達が予想される時刻、予想される津波の高さ等についての報告及び連絡を行うとともに、避難指示等の必要な指令を行うものとする。

(イ) 沿岸警察署長が講じる措置

沿岸警察署長は、警察署指令室を通じて、現場警察官に対して津波の到達が予測される時刻までの退避、救命胴衣の着装その他の安全確保に係る指示を徹底するものとする。

(2) 台風、大雨等に係る具体的措置

ア 台風、大雨等による被害の発生が予想される場合の措置

(ア) 連絡体制の確保

職員は、気象情報、河川水位情報、ダム放流情報等（以下「気象情報等」という。）に留意し、台風、大雨等による被害の発生が予想されるときは、非常招集等に関する訓令に基づく招集に迅速に対応できるよう、連絡体制の確保に努めるものとする。

(イ) 警察施設の防護

所属長は、警察施設における被害の発生を未然に防止するため、必要な防護措置を講じておくものとする。

(ウ) 災害用装備資機材等の事前配備

基準所属長は、必要に応じて、台風、大雨等による被害の発生が予想される警察署庁舎に災害用装備資機材及び通信機材を事前に配備するとともに、点検等を実施するものとする。

イ 警察施設の管理

所属長は、台風、大雨等により警察施設に被害が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、警察施設内外の被災状況を把握し、必要に応じて応急の措置を講じるとともに、被留置者の避難、拳銃、無線機、非常持出文書その他の重要物品の搬出等を検討するものとする。

ウ 機能移転

前記第3の1の(1)のイの規定は、台風、大雨等により警察施設に被害が発生した場合における警察の機能の移転について準用する。

エ 台風、大雨等の発生時における措置

(ア) 気象情報等の収集及び報告

管轄署長は、気象情報等の収集に努めるとともに、警備第一課長を通じて警察本部長（当直時間帯にあっては、総合当直長）に収集した情報を速やかに報告するものとする。

(イ) 災害危険箇所等の警戒

管轄署長は、関係機関との緊密な連携の上、災害危険箇所等の警戒を実施するとともに、危険があると認めるときは、住民等に対する避難指示、警告、誘導等を実施するものとする。

2 原子力事業所等における放射性物質の大量放出事故

(1) 避難住民等の集合場所等の事前把握

UPZ（災対法第40条の規定による京都府地域防災計画に基づく緊急時防護措置を準備する区域をいう。）を管轄区域に持つ下鴨、右京、南丹、綾部、福知山、舞鶴及び宮津の各警察署並びに京丹後警察署の署長は、自署の管轄区域に所在する避難住民等の集合場所、避難中継所、拠点避難所、避難所及び車両一時保管場所を事前に把握した上、前記第2の1の(2)のイの規定により策定する対処要領に、これらを勘案した治安対策及び交通対策を盛り込んでおくものとする。

(2) 機能移転

前記第3の1の(1)のイの規定は、原子力事業所等における放射性物質の大量放出事故により警察施設に被害が発生した場合における警察の機能の移転について準用する。

(3) 原子力災害現地対策本部への職員の派遣

府警対策本部長及び署対策本部長又は府警対策室長及び署対策室長は、原災法第7条第1項の規定により原子力事業者が作成した原子力事業者防災業務計画に基づく通報を受けたときは、速やかに、原災法第17条第9項の規定による原子力災害現地対策本部（以下「原災本部」という。）に連絡調整を担当する職員を派遣し、情報の共有、警察活動に係る必要な調整等を行うものとする。この場合において、当該職員には、原則として、府警対策本部又は府警対策室にあっては警視以上の階級にある警察官を、署対策本部又は署対策室にあっては警部以上の階級にある警察官を指名するものとする。

(4) 警戒区域等における立入制限等

府警対策本部長及び署対策本部長は、警戒区域等（市町村長等が避難及び立退きのための指示等を行った区域等をいう。）が設定されたときは、必要と認める箇所に職員を配置するなどして災害応急対策に従事する者以外の者について当該警戒区域等への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該警戒区域等から退去させる等の措置を講じるものとする。

(5) 避難等に係る先導等

被災地等の現場での警察活動に従事する職員は、住民等の避難施設への避難又は災害応急対策に必要な物資の搬送が行われるときは、原災本部及び関係機関と連携の上、必要に応じて先導等の措置を講じるものとする。

(6) 被ばく防護措置

府警対策本部長及び署対策本部長は、職員が原子力事業所等における放射性物質の大量放出事故への対処に当たって被ばくするおそれがあると認めるときは、被ばく防護資機材の着装的指示その他必要な防護措置を講じるものとする。

3 その他の緊急事態

武力攻撃事態、武力攻撃予測事態その他の前記第3の1及び2の緊急事態以外の緊急事態への対処に係る具体的措置は、別に定める。

第4 現場での警察活動における留意事項

被災地等の現場での警察活動に従事する職員は、次の事項に留意して緊急事態に対処するものとする。

1 住民等の誘導等

現場での円滑な警察活動及び二次災害の防止を図るため、関係機関と連携し、立入禁止区域を設定の上、当該立入禁止区域内の住民等の安全な場所への誘導等の警察活動を実施するものとする。

2 緊急事態の原因究明

現場保存を広範囲に実施し、発見者、通報者、参考人等の協力を得て事情聴取を行うなど、早期に緊急事態の原因究明に当たるものとする。

3 報道関係者との連絡調整

立入禁止区域内における現場取材活動に対しては、報道関係者の協力を求めるなど、必要な連絡調整を行うものとする。

第5 緊急事態収束後の措置

1 府警対策本部及び署対策本部の廃止

(1) 府警対策本部

府警対策本部長は、緊急事態発生後の推移等を勘案し、総括的な指揮又は調整の必要がないと認めるときは、府警対策本部を廃止するとともに、府警緊急事態対処部隊を解散するものとする。

(2) 署対策本部

署対策本部長は、管轄区域内における緊急事態発生後の推移等を勘案し、総括的な指揮又は調整の必要がないと認めるときは、署対策本部を廃止するとともに、警察署緊急事態対処部隊を解散するものとする。この場合において、府警対策本部が設置されているときは事前に府警対策本部長の承認を得るものとし、府警対策室が設置されているときは事前に府警対策室長と協議を行うものとする。

2 府警対策室及び署対策室の廃止

(1) 府警対策室

府警対策室長は、緊急事態による被害の発生のおそれなくなったと認めるときは、府警対策室を廃止するものとする。

(2) 署対策室

署対策室長は、管轄区域内において緊急事態による被害が発生するおそれなくなったと認めるときは、署対策室を廃止するものとする。この場合において、府警対策室が設置されているときは、事前に府警対策室長と協議を行うものとする。

別表第1

緊急事態の区分及び主管課の基準

緊急事態の区分		主管課
大規模な自然災害又は事故災害	地震、台風、大雨等による大規模な自然災害	警備第一課
	原子力事業所等における放射性物質の大量放出事故	
	旅客機墜落事故又は人家密集地域への航空機墜落事故	
	列車の衝突又は転覆等の事故（踏切事故を除く。）	
	現住する建物における大規模な火災事故	
	石油コンビナート等における大規模な火災爆発事故	
	危険物、ガス、毒劇物、火薬類等の大量流出・爆発事故	
	高速道路における大規模な交通事故	高速道路交通警察隊
	高速道路以外の道路における大規模な交通事故	交通捜査課
	旅客船の衝突、転覆等の海上事故	警備第一課
	船舶又は海洋施設からの大規模な油流出事故	
大規模な雑踏事故	地域課	
騒乱	内乱等	警備第一課
武力攻撃	武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態	
大規模テロリズム	NBCテロその他大量殺傷型テロ事件	
重大事件	ハイジャック事件、シージャック事件又はバスジャック事件	警備第二課
	極左暴力集団による重大事件	
	右翼による重大事件	公安課
その他	飛翔体、不審船等による我が国領空・領海への侵犯事案	外事課
	武装工作員の我が国領土への侵入事案	
	国内で発生した国際テロ事件	
	国外で発生した日本人を当事者とする国際テロ事件	
	大規模サイバー攻撃事態	公安課
	我が国周辺諸国からの宇宙飛翔体（弾道ミサイルを含む。）の発射	外事課
	我が国に重大な影響を及ぼす諸外国の軍事衝突、内乱、政変等	
	在外日本人の退避又は日本への大量避難民の発生が予想される事態	
	外国要人の我が国への亡命	
	日本国籍の船舶又は航空機に対する銃撃・妨害行為	
新型インフルエンザ等の発生若しくは発生の疑い又は国内での鳥インフルエンザの人での発症	警備第一課	

別表第2

京都府警察初動部隊の構成及び主な任務

部 隊 名	構 成 所 属 等	主 な 任 務
初動警備部隊	機動隊 管区機動隊	<ul style="list-style-type: none">○ 被災者の救出救助○ 住民等の避難誘導○ その他必要な警察措置
初動交通部隊	交通機動隊 高速道路交通警察隊	<ul style="list-style-type: none">○ 被害実態等の把握○ 被災地等及びその周辺地域における交通規制及び交通管制○ 住民等への広報○ その他必要な警察措置
初動機動警ら部隊	機動警ら課 警備第一課	<ul style="list-style-type: none">○ 被害実態等の把握○ 被災地等及びその周辺地域における交通規制○ 住民等への広報○ その他必要な警察措置
初動機動捜査部隊	機動捜査隊	<ul style="list-style-type: none">○ 被害実態等の把握○ その他必要な警察措置

注 各部隊の体制については、緊急事態発生時に最大限動員可能な要員によるものとする。

別表第3

京都府警察緊急事態対処部隊の構成及び主な任務

部 隊 名	構成所属等	主 な 任 務
警備部隊	管区機動隊及び第二機動隊 警察本部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の救出救助 ○ 住民等の避難誘導 ○ 行方不明者の捜索 ○ 遺体安置所等の警戒警備 ○ その他京都府警察緊急事態対策本部長が指示する活動
交通部隊	交通部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地等及びその周辺地域における交通規制及び交通管制 ○ 緊急通行車両の先導
自動車警ら部隊	地域部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地等における警戒・警ら ○ 被災地等における各種犯罪の取締り
鉄道警察部隊	鉄道警察隊 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 列車及び鉄道施設内における情報収集 ○ 列車及び鉄道施設内における被災者の救助 ○ 列車及び鉄道施設内における利用者等の避難誘導 ○ 列車及び鉄道施設内における雑踏警戒
機動捜査部隊	刑事部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地等における各種犯罪の取締り ○ 被災地等における初動捜査
相談・地域安全部隊	総務部及び生活安全部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動
行方不明者・保護対策部隊	生活安全部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者相談情報の収集及び整理 ○ 保護等に伴う関係機関との連絡調整

航空部隊	警備第一課 機動隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機による被害情報等の収集及びヘリコプター・テレビシステムによる画像及び音声の送信 ○ 航空機による被災者の救出救助 ○ 航空機による要員の搬送
検視部隊	刑事部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の検視、死体調査及び身元確認 ○ 身元確認に資する情報及び資料の収集
犯罪被害者等支援部隊	警察本部の関係所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者等への初期的支援等
受援連絡部隊	総務部、警務部及び警備部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 援助部隊への情報伝達、地理案内等
機動装備隊	警察本部の関係所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 装備資機材の調達、搬送、取扱要領の指導等
補給部隊	総務部の各所属 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食及び必要物品の調達、搬送等
放射線安全管理サポート部隊	警備部の各所属	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空間線量率等の測定 ○ 警察職員の放射性物質による汚染状況の検査 ○ 被ばく防護対策に係る助言

注 各部隊（機動装備隊を除く。）の体制については、緊急事態の規模、態様等を勘案し、別表第4から別表第16までに規定する各部隊の編成基準に基づき編成するものとする。

別表第4

警備部隊の編成基準

大隊長等	中隊長等	小隊長等	分隊長	分隊員	人員			
大隊長 警視 1 副官 警部 1	第一中隊長 警部 1 伝令 警部補 1 旗手 巡査 1	第一小隊長 警部補 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5	17	54	
		伝令 巡査部長又は巡査長 1	第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5			
		第三分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5				
		第二小隊長 警部補 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5	17		
		伝令 警部補 1	第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5			
		伝令 巡査部長又は巡査長 1	第三分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5			
	第三小隊長 警部補 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5	17			
	伝令 警部補 1	第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5				
	伝令 巡査部長又は巡査長 1	第三分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5				
	第一小隊長 警部補 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5	17			
	第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5					
	伝令 巡査部長又は巡査長 1	第三分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5				
第二小隊長	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 4	5					

別表第5

交通部隊の編成基準

中隊長等	小隊長等	分隊長	分隊員	人員		
中隊長 警部 1	第一小隊長 警部補 1 伝令 巡査部長 又は巡査長 1	第一分隊長 警部補又は巡査部長 1	警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 4	5	17	36
		第二分隊長 警部補又は巡査部長 1	警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 4	5		
		第三分隊長 警部補又は巡査部長 1	警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 4	5		
伝令 警部補 1	第二小隊長 警部補 1 伝令 巡査部長 又は巡査長 1	第一分隊長 警部補又は巡査部長 1	警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 4	5	17	
		第二分隊長 警部補又は巡査部長 1	警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 4	5		
		第三分隊長 警部補又は巡査部長 1	警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 4	5		

注 緊急事態の規模、態様等に応じて、適宜、小隊単位又は分隊単位で運用するものとする。

別表第6

自動車警ら部隊の編成基準

中隊長等	小隊長等	分隊長	分隊員	人員			
第一中隊長 警部 1	第一小隊長 警部補 1 伝令 巡査 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2	6	19	38
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2			
	第二小隊長 警部補 1 伝令 巡査 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2	6		
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2			
	第三小隊長 警部補 1 伝令 巡査 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2	6		
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2			
第二中隊長 警部 1	第一小隊長 警部補 1 伝令 巡査 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2	6	19	38
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2			
	第二小隊長 警部補 1 伝令 巡査 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2	6		
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2			
	第三小隊長 警部補 1 伝令 巡査 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2	6		
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2			

注 緊急事態の規模、態様等に応じて、適宜、小隊単位又は分隊単位で運用するものとする。

別表第7

鉄道警察部隊の編成基準

中隊長等	小隊長等	分隊長	分隊員	人員		
中隊長（兼） 警部 1 伝令 警部補 1	特務小隊長 警部補 1 伝令 巡査部長 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 2	3	8	20
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 2	3		
	警ら小隊長 警部補 1 伝令 巡査部長 1	第一分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 2	3	10	
		第二分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 2	3		
		第三分隊長 巡査部長 1	巡査長又は巡査 1	2		

注 1 中隊長は、鉄道警察隊副隊長が兼務するものとする。

2 緊急事態の規模、態様等に応じて、適宜、小隊単位又は分隊単位で運用するものとする。

別表第8

機動捜査部隊の編成基準

中隊長等	小隊長等	分隊長	分隊員	人員		
中隊長 警部 1 伝令 警部補 1	第一小隊長 警部補 1 伝令 巡查部長 又は巡查長 1	第一分隊長 警部補又は巡查部長 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4	14	30
		第二分隊長 警部補又は巡查部長 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4		
		第三分隊長 警部補又は巡查部長 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4		
	第二小隊長 警部補 1 伝令 巡查部長 又は巡查長 1	第一分隊長 警部補又は巡查部長 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4	14	
		第二分隊長 警部補又は巡查部長 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4		
		第三分隊長 警部補又は巡查部長 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4		

注 緊急事態の規模、態様等に応じて、適宜、予備班を運用するものとする。

別表第9

相談・地域安全部隊の編成基準

班 別	班 長	班 員	人 員
第一班	係長又は主任 1	係長、主任又は係員及び女性職員1人以上 1～4	2～5

注 避難所の設置数等に応じて2～5人1組の班を必要数編成するものとする。

別表第10

行方不明者・保護対策部隊の編成基準

部隊長	班 別	班 長	班 員	人 員	
警視 1	情 報 班	警部 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 3	4	19～73
	電話対応班	警部 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 6～60	7～61	
	来訪者対応班	警部 1	警部補、巡查部長、巡查長又は巡查 6	7	

注 電話対応班は、行方不明者等相談ダイヤルを三交替により24時間運用する場合には、1回線につき6人の班を必要数編成するものとする。

別表第11

航空部隊の編成基準

部隊長	班 長	班 員	人 員	
警部 1	警部補 1	係長、主任又は係員 4	5	10
	警部補 1	係長、主任又は係員 3	4	

注 緊急事態の規模、態様等に応じて、適宜、予備班を運用するものとする。

別表第12

検視部隊の編成基準

班 別	班長等	班 員	人 員	
第一班	班長（検視官） 1 班長付 警部補 2	記録係 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 1	10	30
		写真係 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 1		
		補助員 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 3		
		指紋採取員 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 2		
第二班	班長（検視官） 1 班長付 警部補 2	記録係 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 1	10	30
		写真係 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 1		
		補助員 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 3		
		指紋採取員 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 2		
第三班	班長（検視官） 1 班長付 警部補 2	記録係 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 1	10	30
		写真係 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 1		
		補助員 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 3		
		指紋採取員 警部補、巡査部長、巡査長又は巡査 2		

注 緊急事態の規模、態様等に応じて、適宜、予備班を運用するものとする。

別表第13

犯罪被害者等支援部隊の編成基準

班 別	班長等	班 員	人 員	
第一班	班長 (警務課犯罪被害者支援室員) 1	係長、主任又は係員 2	8	24
	班長付 係長、主任又は係員 1	係長、主任又は係員 2		
	班長 (警務課犯罪被害者支援室員) 1	係長、主任又は係員 2		
第二班	班長付 係長、主任又は係員 1	係長、主任又は係員 2	8	
	班長 (警務課犯罪被害者支援室員) 1	係長、主任又は係員 2		
	班長付 係長、主任又は係員 1	係長、主任又は係員 2		
第三班	班長 (警務課犯罪被害者支援室員) 1	係長、主任又は係員 2	8	
	班長付 係長、主任又は係員 1	係長、主任又は係員 2		
	班長 (警務課犯罪被害者支援室員) 1	係長、主任又は係員 2		

注 1 遺体安置所の設置数に応じ、各班の班員を細分化するなどして効果的な運用を図るものとする。

2 犯罪被害者等支援部隊の要員は、死傷者多数事案等発生時の被害者支援要領の制定について（平成14. 8. 28：例規務・総・生企・地域・刑企・交企・公安第23号）の例規通達に基づく特別被害者支援要員とする。

別表第14

受援連絡部隊の編成基準

班 別	班 長	班 員	人 員	
第一班	係長又は主任 1	係長、主任又は係員 1～13	2～14	6～30
第二班	係長又は主任 1	係長、主任又は係員 1～7	2～8	
第三班	係長又は主任 1	係長、主任又は係員 1～7	2～8	

注 援助部隊の部隊数等に応じて2人1組の班を必要数編成するものとする。

別表第15

補給部隊の編成基準

班 別	班 長	班 員	人員
第一班	係長又は主任 1	主任又は係員 1	2

注 補給の必要性に応じて、2人1組の班を必要数編成するものとする。

別表第16

放射線安全管理サポート部隊の編成基準

班 別	班 長	班 員	人 員	
第一班	警部補又は巡查部長 1	巡查部長、巡查長又は巡查 1	2	12
第二班	警部補又は巡查部長 1	巡查部長、巡查長又は巡查 1	2	
第三班	警部補又は巡查部長 1	巡查部長、巡查長又は巡查 1	2	
第四班	警部補又は巡查部長 1	巡查部長、巡查長又は巡查 1	2	
第五班	警部補又は巡查部長 1	巡查部長、巡查長又は巡查 1	2	
第六班	警部補又は巡查部長 1	巡查部長、巡查長又は巡查 1	2	

注 班長は、原則として、原子力に係る研修の修了者又はエックス線作業主任者の免許を有する者とする。